

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「第三条第一項」を「第三条第一項各号」に改める。

第六条を次のように改める。

（卸売業務の許可申請）

第六条 条例第六条の二第三項の許可申請書は、卸売業務許可申請書（第一号様式）によるものとする。

2 条例第六条の二第三項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 業務を執行する役員の履歴書

四 業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

五 代表者の印鑑証明書

六 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

七 最近二年間における貸借対照表及び損益計算書

八 事業税納税証明書

九 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

十 役員及び従業員の名簿

十一 申請者が条例第六条の二第四項第三号、第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面

十二 役員が条例第六条の二第四項第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書

面

十三 業務を執行する役員が条例第六条の二第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

十四 業務を執行する役員の資産調書

十五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第六条の二第三項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

一 履歴書

二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

三 印鑑証明書

四 最近二年間における事業実績書

五 事業税納税証明書及び住民税納税証明書

六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七 申請者が条例第六条の二第四項第二号から第四号まで及び第六号から第八号までに該当しないことを誓約する書面

八 資産調書

九 その他知事が必要と認める書類

第六条の次に次の一条を加える。

（卸売業務許可証の交付）

第六条の二 知事は、条例第六条の二第一項の規定により卸売の業務を許可したときは、卸売業務許可証（第一号様式の二）を交付するものとする。

第八条の次に次の三条を加える。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請）

第八条の二 条例第十一条の三第三項の規定による申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該認可申請書は、卸売業者事業譲渡し譲受け認可申請書（第一号様式の三）によるものとする。

2 前項の認可申請書には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、当該申請者が法人であるときは、その法人についての第六条第二項各号に掲げる書類を、当該申請者が個人であるときは、その個人についての同条第三項各号に掲げる書類を、

添付しなければならない。

3 条例第十一条の三第三項の規定による申請をする場合において、その申請が合併又は分割に係るものであるときは、当該認可申請書は、卸売業者合併（分割）認可申請書（第一号様式の四）によるものとする。

4 前項の認可申請書には、合併又は分割に係る契約書の写しのほか、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における卸売の業務を承継する法人についての第六条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（相続の認可の申請）

第八条の三 条例第十一条の四第三項の認可申請書は、卸売業務相続認可申請書（第一号様式の五）によるものとする。

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第三項各号に掲げる書類

二 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該卸売の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

三 申請者に法定代理人があるときは、その者についての第六条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

（事業報告書の作成等）

第八条の四 条例第十一条の六第一項の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

2 条例第十一条の六第一項の事業報告書（以下この条において「事業報告書」という。）の作成等は、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。）第七条第一項から第三項までの規定により行うものとする。

3 事業報告書は、毎年三月三十一日現在において作成しなければならない。

4 条例第十一条の六第二項の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第七条第四項各号に掲げる場合とする。

第十四条第二項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第十八条第一項第二号中「法第十七条第一項第二号又は第四号イ若しくはロ」を「条例第六条の二第四項第一号、第二号又は第四号から第八号まで」に改め、同項第四号中「定款」を「卸売業者が法人である場合にあつては、定款」に改め、同条第二項を削る。第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条の見出し中「の業務」を削る。

第四十三条中「第六条、」を削る。

第四十九条第一項及び第五十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十四条の見出し中「承認申請等」を「届出」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第三十六条第三項の規定による届出は、相対取引届出書（第二十八号様式）によるものとする。

2 条例第三十六条第二項第五号に掲げる卸売（以下「予約相対取引」という。）をする場合に係る同条第三項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、予約相対取引届出書（第二十九号様式）によるものとし、当該届出書には当該予約相対取引に係る契約書の写しを添付しなければならない。

第五十九条から第六十四条までを次のように改める。

（卸売業者の販売計画の届出）

第五十九条 条例第四十四条第一項の規定による届出は、卸売業者販売計画（変更）届出書（第三十四号様式）を場長に提出してしなければならない。

（販売の委託の引受け）

第六十条 条例第四十五条第二項の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第六条各号に掲げる場合とする。

第六十一条 削除

（仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出）

第六十二条 条例第四十八条第二項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（第三十八号様式）を場長に提出してしなければならない。

第六十三条 削除

（市場外の保管場所の届出）

第六十四条 卸売業者は、条例第五十条第一項の規定により、市場内にある物品以外の物品の卸売をする場合であつて、市場外に当該物品の保管場所を設けるときは、あら

はじめ、市場外保管場所届出書（第四十号様式）を場長に提出しなければならない。

第六十四条の二及び第六十四条の三を削る。

第六十五条を削り、第六十四条の四を第六十五条とする。

第六十七条第二項中「同項」を「同条第二項又は第三項」に改める。

第七十条第一項中「第四十五号様式」の下に「又は第四十六号様式」を加え、同条第二項中「の承認を受けなければ」を「に届け出なければ」に改める。

第七十一条中「又は売買参加者」を「、売買参加者その他卸売を受ける者」に改め、同条ただし書中「第五十条第一項第三号に規定する」を「第五十四条第二項に規定する電子商取引に係る受託物品の」に改める。

第七十六条を次のように改める。

（卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書）

第七十六条 条例第五十七条第三項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書（第四十八号様式）によるものとする。

第七十七条を削る。

第七十七条の二の見出し中「販売計画承認申請」を「販売計画届出」に改め、同条中「承認申請書は、仲卸業者販売計画承認（変更承認）申請書（第四十八号様式の三）」を「規定による届出は、仲卸業者販売計画（変更）届出書（第四十九号様式）」に改め、同条を第七十七条とする。

第七十八条を次のように改める。

第七十八条 削除

第七十九条の二第二項を削る。

第八十一条第一項中「第五十八号様式」の下に「又は第五十八号様式の二」を加える。

第八十一条の二及び第八十二条第三項を削る。

第八十七条の見出しを削り、同条第二項中「条例第五十条第一項第一号において知事が指定する場所及び条例第五十条第一項第二号において卸売業者が申請した場所」を「市場外」に改める。

第八十九条中「仲卸業者及び」を「卸売業者、仲卸業者又は」に改め、「相続人が」の下に「条例第十一条の四第一項又は」を加える。

第九十一条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第九十四条第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第三項中「責」を「責め」に改

める。

第九十八条第一項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第一百条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第一百四条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第一百五条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第一百十六条中「第十六条」を「第十二条第三項（記章の交付に係るものに限る。）」に、「第五十三条及び第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

別表第四を削る。

別表第五卸売業者市場使用料の項中「卸売金額」の下に「（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項ただし書」に改め、「許可又は承認を受けた場合におけるその」を削り、「販売金額」の下に「（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）」を加え、同表を別表第四とする。

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

氏名又は名称
及び代表者氏名 印

奈良県中央卸売市場条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により、卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

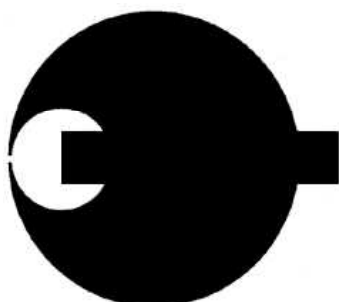
記

氏名又は名称	
住所	
商号	
資本金又は出資の額	
役員の氏名	
取扱品目の部類	部

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

第一号様式の次に次の四様式を加える。

奈良県指令第 号



卸売業務許可証

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

様

上記の者は、奈良県中央卸売市場条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり卸売の業務を行うことを許可します。

記

1 取扱品目の部類 部

2 許可番号 第 号

年 月 日

奈良県知事



第 1 号様式の 3 （第 8 条の 2 関係）

卸売業者事業譲渡し譲受け認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

譲渡人 奈良県中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 ⑩

譲受人 住所

名称及び代表者氏名 ⑩

奈良県中央卸売市場条例第11条の 3 第 1 項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

卸売業務許可の年月日・番号	年 月 日・第 号
譲渡する事業の取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの内容条件	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

第 1 号様式の 4（第 8 条の 2 関係）

卸売業者合併（分割）認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 ⑩

奈良県中央卸売市場条例第11条の 3 第 2 項の規定により、卸売業者の合併（分割）の認可を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

合併（分 割）する 卸売業者	名称	
	許可年月日・番号	年 月 日・第 号
合併後存続する法人又は合併により 設立される法人（分割により市場に おける卸売の業務を承継する法人） の住所並びに名称及び代表者氏名		住所
		名称及び代表者氏名
合併（分割）に係る取扱品目の部類		部
合併（分割）の方法及び条件		
合併（分割）の予定年月日		年 月 日
合併（分割）を必要とする理由		

注 合併の場合は、合併する卸売業者欄を合併する卸売業者の数に合わせて設けてください。

第 1 号様式の 5（第 8 条の 3 関係）

卸売業務相続認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

氏名 ㊟

奈良県中央卸売市場条例第11条の 4 第 1 項の規定により、卸売業務の相続の認可を受けたいので、
関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

被相続人	氏名	
	住所	
	死亡年月日	年 月 日
相続人	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	被相続人との続柄	
引き続き営もうとする卸売業務に係る取扱品目の部類		部
卸売業務許可の年月日・番号		年 月 日・第 号
卸売業務の開始予定年月日		年 月 日
相続開始の年月日		年 月 日

注 相続人が 2 人以上ある場合は、相続人欄を相続人の数に合わせて設けてください。

第二十八号様式及び第二十九号様式を次のように改める。

第28号様式 (第54条関係)

相對取引届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場

部卸売業者

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第36条第2項の規定により、相対取引を行うので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

[illegible]

第 2 9 号様式（第54条関係）

予約相対取引届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第36条第 2 項第 5 号の規定により、予約相対取引を行うので、同条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

販売先の氏名又は名称	
品目	
産地・等級	
数量	
販売価格	
販売予定期間	
集荷の方法	委託 買付
出荷者	
理由	
備考	

第三十四号様式から第三十七号様式までを次のように改める。

第 3 4 号様式（第59条関係）

卸売業者販売計画（変更）届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩
(署名の場合は、押印は不要です。)

市場外において取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売を行うので、奈良県中央卸売市場条例第44条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 新規届出の場合

業務の内容	販売場所	
	商号・電話番号	
	販売品目	
業務を営む理由		
業務開始予定年月日		年 月 日
事業計画 従業員、売上金額、売場面積、 売上利益等具体的に記入		

2 変更届出の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第35号様式から第37号様式まで 罰金

第三十七号様式の二から第三十七号様式の四までを削る。

第三十八号様式から第四十号様式までを次のように改める。

第38号様式 (第62条関係)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場

部卸売業者

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第48条第1項ただし書の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売を行うので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

[illegible]

第 3 9 号様式 削除

市場外保管場所届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

氏名又は名称
及び代表者氏名 印
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第50条第 1 項の規定により市場内にある物品以外の物品の卸売を行うに際して、市場外に保管場所を設けるため、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
施設の名称	
保管物品の種類	

注 保管施設の所在地が分かる位置図等を添付してください。

第四十号様式の二及び第四十号様式の三を削る。

第四十一号様式を次のように改める。

第41号様式 第三系

第四十六号様式を削り、第四十五号様式の二を第四十六号様式とする。

第四十七号様式を次のように改める。

第47号様式 第三系

第四十七号様式の二及び第四十七号様式の三を削る。

第四十八号様式を次のように改める。

第48号様式 (第76条関係)

卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場

部仲卸業者

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第57条第2項ただし書の規定により、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れた物品を販売するので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

[illegible]

第四十八号様式の二及び第四十八号様式の三を削る。

第四十九号様式を次のように改める。

第 4 9 号様式（第77条関係）

仲卸業者販売計画（変更）届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部仲卸業者

氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩
(署名の場合は、押印は不要です。)

市場外において取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を販売するので、奈良県中央卸売市場条例第58条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 新規届出の場合

業務の内容	販売場所	
	商号・電話番号	
	販売品目	
業務を営む理由		
業務開始予定年月日		年 月 日
事業計画 従業員、売上金額、売場面積、 売上利益等具体的に記入		

2 変更届出の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

「注 1 用紙の大きさは、ワージナルパンチ部分を切り取った寸
第五十八号様式中 ル、横152ミリメートル又は日本工業規格A5とする。

2 品名コード、荷印等の記入欄は、原則として16行とす
法が縦216ミリメートル

を「注 品名コード、荷印等の記入欄は、原則として16行
る。
とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和二年三月奈良県条例
第四十八号）附則第二項の規定により卸売業務の許可を受けたとみなされた者に対し
て、第六条の二の規定の例により、卸売業務許可証を交付するものとする。